

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人一人が「支えるスポーツ」として、それぞれの立場で積極的に参加し、本市を訪れる全ての方々を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 募集期間

令和 5 年 10 月 2 日から令和 7 年 5 月 30 日までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて期間を変更できるものとする。

4 応募要件

平成 25 年 4 月 1 日以前に生まれた方（令和 7 年度において中学生以上の者）で、以下のいずれかに該当するものとする。ただし、応募時点で 18 歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得なければならない。

- (1) 本市に在住、通勤、通学している個人、または本市に活動拠点を有する団体
- (2) 前号以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体

5 応募方法

指定の登録申込書に必要事項を記載の上、実行委員会事務局（米原市教育委員会スポーツ推進課 国スポ・障スポ大会推進室内）へ持参、メール、郵送またはファックス等により行う。なお、団体で応募する場合は、登録団体名簿を添付するものとする。

6 登録、変更および取消

- (1) 応募要件を満たした応募者（以下「登録者」という。）については、市が管理する「米原市スポーツボランティア（以下「マイボラ」という。）」に登録されるものとする。

(2) 実行委員会は、次のいずれかに該当すると認める場合は、マイボラの登録を取り消すことができる。

ア 本人または団体の代表者から登録取消の届出があったとき。

イ 大会のイメージを損なう行為があったとき。

ウ 大会運営に支障があると判断したとき。

7 活動期間

マイボラの登録日から大会終了日までとする。ただし、登録日時点において小学生の場合は、中学校入学後に活動開始（研修会等を含む。）とする。

8 活動区分および活動内容

大会の運営および機運醸成に関するイベント等に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な活動内容
受付・案内	駅、競技会場等での受付、案内、資料配布、介助・誘導等
接客サービス	休憩所等でのドリンクサービス、弁当配布・回収等
会場整理	競技会場等の準備、来場者の誘導等
環境美化	競技会場内外の清掃・美化、草花等への給水等
交通整理	駅および会場周辺の誘導、駐車場の交通整理等
その他	上記のほか、大会運営に関する活動

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容および活動日時については、登録申込書等を参考に決定するものとする。

10 研修会等

実行委員会は、登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な運営を行えるよう、必要に応じて説明会および研修会（以下「研修会等」という。）を実施するものとする。

11 報酬および交通費等

(1) ボランティア活動および研修会等の参加に係る報酬は無償とし、交通費について

は登録者の自己負担とする。

- (2) ボランティアの活動に当たっては、ボランティアであることが識別できる服飾等を必要に応じて実行委員会が支給するものとし、活動に従事する登録者はこれを必ず着用しなければならない。

12 保険

ボランティア活動および研修会等の参加に係る保険については、実行委員会の負担で「傷害保険」および「損害賠償責任保険」に加入するものとする。ただし、ボランティア活動および研修会等以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

13 個人情報の取扱い

実行委員会は、応募者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。ただし、申込み時にわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）、警察および警備関係者への情報提供に同意している場合は、当該関係機関からの要請に応じて登録申込書の情報を提供することができるものとする。

14 写真および動画の取扱い

ボランティアの活動等の状況が撮影された写真および動画は、大会の活動等の状況を報告する目的の限りにおいて、実行委員会公式ウェブサイト、大会報告書およびその他広報媒体に掲載することができるものとする。

15 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和5年10月2日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年3月18日から施行する。